

# 愛善苑運営の民主化を求めて

(文責 武田崇元)

## 密室の役員選出

Q なぜ、いま規則・会則の改正が必要なのでしょうか？

A 「聖師御著作改竄問題と再生」をお読み頂ければおわかり頂けると思いますが、機関誌「神の国」誌上における聖師著作物の改竄は目をおおわしめるものがあり、加えて青年会の活動に対する一方的な批判や揶揄、「山野大道」「神戸綾太郎」などの実在を疑われる人物の投稿を装つたやらせ記事による反・靈界物語キヤンペーンなど、愛善苑の立教精神から見ると、非常におかしなことが次々に行われています。

こういう事態を招いたのは、金子代表役員を中心とする現執行部、つまり現責任役員会と事務局の責任ですが、これに対して会員が直接異議申し立てをする制度が現在の規則・会則にはありません。また、こういう状態を招いた代表役員や責任役員がどのようにして選ばれているのか、会員の意思がダイレクトに反映される制度になつているのかというと、けつしてそうはなつております。

せん。非常に曖昧なシステム、一種の密室的な馴れ合いを正当化するような制度になつてしまつております。これは、「型」の愛善苑としては、非常にまずい状態ではないでしょうか。

Q 現状、どういうふうに責任役員や代表役員、あるいは総代といつた役職が選出されているのですか？ 規則、会則なんて読んだことがないという方がほとんどだと思いますので、順を追って説明してください。

A 代表役員というのは、法的には、企業で申しますと、代表取締役ということになるわけですが、これは規則第六条に

「代表役員は責任役員のうちから一名を互選する」とあります。現在、責任役員の定数は七名ですので、その七名の責任役員の中から代表役員を選ぶわけです。

Q なるほど。で、その責任役員の選出は？

A これは規則第六条二項で

「責任役員および監事は会員の中から総代会において選任する」

となつています。

**Q** つまり、責任役員は総代会で選ばれる、ということですね。

**A** そういうことです。

**Q** そうしますと、総代会には大きな権限があることになりますが、その総代会を構成する個々の総代はどのようにして選出されるのですか？

**A** 総代に関しては、規則第十七条に

「この法人には十五人の総代を置く」

とあり、さらに同条第二項に

「総代は会員の中から選出し責任役員会の議決を得て代表役員が承認します」

とあります。

**Q** これだけでは、具体的にどういうふうにして総代が選ばれるのか、よくわかりませんね。

**A** そうですね、規則には、具体的な総代の選出手順は記されておりませんが、それは会則に記されています。規則というのは、会社でいえば定款のようなもので、宗教法人法にもとづき、変更があれば監督官庁に届出をして認証を受けねばなりません。宗教法人法の第一条に「この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする」とあります。愛善苑はこの法律によって法人格を与えられています。法人格がある以上、誰が代表なのか、どういう運営体制になっているのかということが曖昧では監督官庁の責任問題になります。しかし、一方で政教分離

の原則がありますので、規則には最低必要限のことと記載し、細かいことは、個々の宗教団体の自治に任せることで、どの宗教団体でも監督官庁の認証を受けた規則以外に、会則、条例、細則などを備えています。しかし注意しなければならないことは、これらの会則、条例、細則は、法的には規則と同じ有効性を持つものである、ということあります。

というわけで、愛善苑の場合、具体的な選出方法は、会則の第七条にこう記されています。

(会則第七条)

二 総代は会員の中より地区選出総代と本部指名の総代とする。

三 地区選出の場合は、その地区の分苑長の話し合いにより選出する。

四 地区選出とは壱岐・一名、九州・一名、山陽・一名（山口、広島、岡山）、山陰・一名、近畿二名（神戸、京都・大阪）、北陸・一名、東海・一名、静岡・三名、関東・一名（東京、千葉）、本部指名・三名の十五名とする。

**Q** 「本部指名の総代」ってなんですか？

**A** この「本部」というのがどういう実体を意味するものなのか、厳密な定義がありませんが、二通りの解釈ができます。ひとつは、本部＝「責任役員会」です。つまり「責任役員会指名の総代」ということです。

**Q** えっ、それっておかしいんじゃないですか。十五名の総代から構成される総代会が責任役員を選出するのでしょうか。ところが

その十五名の総代のうちの三名は責任役員会が指名するわけでしょう。じゃあ、自分たちのお気に入りの人を総代に選んで、あと五名の総代さんの賛成票を押さえれば、 $3+5=8$  で過半数になり、また自分たちを再選させることができるじゃないですか。

A そういうことです。

Q もうひとつの解釈は?

A 本部＝「事務局」、あるいは本部＝「責任役員＋事務局」ということなのかもしれません。

Q そうだとしたら、ますます滅茶苦茶だ。

A 現行会則第九条によれば、事務局長は、責任役員会で決定して代表役員が任命する行政職、つまり運営実務の責任者です。その事務局長が、自分に都合のよい人間を総代に指名したり、さらにはたんなる被雇用者である事務職員と相談して総代を指名しているのだとすれば、さらに滅茶苦茶です。官僚や公務員が国会議員を指名するようなものです。

Q 「本部指名の総代」の「本部」とはどういう組織体を意味し、この条項はどういうふうに運営されているのか、明確にしてもらわなければ困りますね。

A いずれにしても、戦前の帝国議会の勅選議員を連想させる、愛善苑にはふさわしくない制度なのです。

Q 地区選出の十二名の議席配分は、いちおう会員数に応じた比例代表制を意識しているのでしょうか？

A そのようですが、曖昧ですね。そもそも、こういう地区割りは、別途条例や細則で定めるべきものであり、また会員数も変動

するので、もっと厳密なものでなければなりません。

Q そもそも十二名では分母が少なすぎて、きれいに配分できないでしょう。勅選の三名を廃止して、もっと総代会の定数を増やすべきですね。

A おっしゃるとおりです。改正案では総代会の定数は三十六名に増やしています。

## 強すぎる代表役員の権限

Q ところで、いまの会則第七条三項には「地区選出の場合は、その地区の分苑長の話し合いにより選出する」とあります。さきほどの規則第十七条第二項には、「総代は会員の中から選出し責任役員会の議決を得て代表役員が承認します」とあるじゃないですか。そうしますと、ある地区で分苑長同士の話し合いでAさんが総代に選出されたとします。ところが、代表役員がAさんの総代就任を承認を拒否した場合はどうなるのでしょうか。

A そうなんですね。この規則第十七条第二項の規定は明らかにおかしいのです。地区選出総代を置くという規定には、ある程度は会員の意向を反映させようという立法趣旨が感じられます。その趣旨からいえば、代表役員は承認を拒否できないということになりますが、実際に、この承認を拒否してきたらやつかいなことがあります。

Q いまの代表役員には、そういうことで拒否権を発動した前科があると聞いてますが。

A それは分苑の設置規定というのがあるのです。現行会則の十二条に「分苑の設置は設置申請にもとづき責任役員会にはかり代表役員が承認します」とあります。が、月光分苑が設置申請を行つた際、金子代表役員は約三年にわたり「承認」を拒否し続けたのです。

Q ずいぶんおかしな話ですね。それにしても、代表役員の権限が強すぎる。そもそも代表役員の承認なんていう規定を廃止してしまえばいいのではないでしようか。

A 総代にしても、あるいは分苑にしても、「承認」ではなく、「認証」にして、さらにその「認証」を正当な事由なく拒否できないという規定にすればいいのです。

Q 「認証」は必要なのでですか？

A もともと発足時にこの規則を作った方の意図としては、「承認」ではなく「認証」であったと思うのです。「認証」ということは法的に必要なのです。なぜかというと、宗教法人というのは一個の法人格を持つわけで、その法人格の運営の任にあたる責任役員、重要事項にかんする議決権をもつ総代が誰であるかということが、組織としてあやふやであつてはなりません。ですから、法人の代表者が、川崎さんなら川崎さんが総代であるということを「認証」し、「認証状」を発行する、これは必要です。

Q 愛善苑というのは教主制を否定しているわけですから、もつと広く信者の意見が反映される民主的な運営が行われているのかと思つていまつたが、そうではないのですね。

A 「」のままでは聖師の「相教誨せよ」という遺訓に背くことに

なります。「型」を出すべき愛善苑がこういう反民主的な運営を続けることに対し、多くの会員がもつと信仰的な危機感を持つべきなのです。

## 愛善苑の主権者は会員である

Q 改革案の最大のポイントは、責任役員そのものを会員の直接選挙で民主的に選ぼうということにあるのですね。

A 会員が選挙で責任役員を選ぶ、これは愛善苑のよつて立つ理念を考えれば当然なるべきなのです。いま問題になつてている「ジェネレイト3」の冒頭で金子代表役員が、こうすることを言つてゐる。「愛善苑には教主はいません。集団指導体制です」というわけです。この発言はどこかおかしいと思いませんか。

Q 教主はいません。これはその通りですが、なにか集団指導という言い方がひつかかりますよね。

A そうなんです。集団指導とは何事かということですね。金子さんは、自分たちの職責は運営ではなく、指導だと考へてゐるわけです。これはとんでもない失言なのですが、かれには失言という自覚すらないでしょう。

Q かなりアブナイ方ですね。金子さんにだけは指導してもらいたくない（笑）

A でも、金子さんはへんな発言をするたびに、問題点を浮き彫りにしてくれるわけで、そういう御用をされているんだよ。ますね、「愛善苑には教主はいません。そこがまた愛善苑のいいところ

ろです」とも金子さんも言つておられましたが、この点にはぼくらも異存はないわけです。それで、教主制というのは、国制でい

えば君主制に相当しますが、その反対概念はなんでしょうか？

Q 共和制ですね。

A そうですね、君主制の反対概念は共和制です。ですから、教主制の反対概念は、信徒共和制でなければなりません。君主制では君主に主権がありますが、共和制では国民に主権がります。つまり、組織論上、大本の教主に対応するのは、愛善苑では会員なんですよ。大本では教主に主権がありますが、愛善苑では信徒に主権があるのです。まず、ここを間違つてはなりません。

Q ところが、金子さんは教主制に対立するのは、「集団指導制」であり、大本の教主に相当するのは、自分たちだと考えたわけですね。

A そうですね、愛善苑という組織はどうあるべきかという哲学がないから、そういう間違つた認識をしてしまったのです。教主制には教主制にふさわしい運営があり、共和制には共和制にふさわしい運営を心がけなければなりません。教主制においては主権は教主にあります。従つて、たとえば大本では教主が総長を任命し、その総長が代表役員というシステムになっています。これは教主制ですから、それなりに筋が通つていいわけです。じや、信徒共和制の愛善苑はどうすべきか。筋を通すならば、主権者である会員が、投票によつて責任役員を選出するのが当然ではないでしょうか。

Q なるほど、「相教誨する」という理念の上からも、教主制否

定という組織原理のうえからも、責任役員の直接選挙制は当然といえは当然のことなのです。

A そうなのです。今回の提案書は、愛善苑の主権は信者にある、という原点に立ち返り、その原点をどう運営に反映させるかということを念頭において構想したものです。なにぶん短期間にまとめたもので、まだまだ粗案です。ですので、これから多くの方々の意見をお聞きして修正し、また法技術的にも詰めなければならないところは多々あるかと思いますが、ひとつの方針を示すものとしてお受け取り頂ければと思うのです。

## 分苑は教団の安定装置

Q もうひとつの選択肢として、民主化された総代会をベースに責任役員を選出するということは検討されなかつたのですか？

A それも検討しました。しかし、結局は、責任役員の直接選挙が技術的にもベストだらうというのが、結論です。

Q そのあたりを少し説明してください。

A 総代の選出方法は基本的に二通りの方法が考えられます。ひとつは本提案書の総代選出条例のように、分苑所属の会員数に比例して公平に議席配分する方法です。これを分苑比例代表方式と呼びましょう。もうひとつの方針は、会員が直接選挙で総代を選出する方法です。これを会員選挙方式とよぶことにしましょう。

まず、後者の会員選挙方式で総代を選出し、その総代が責任役員を選出するという制度にした場合にどういう問題が生じるかを

検討してみましょ。問題の本質を単純化するために、とりあえ  
ず全国一選挙区としましょ。そうしますと、これは実質的には、結果  
的には責任役員を直接選挙していることと変わりありません。た  
くさん二度手間なだけです。

しかも、この方式では大きな欠陥が生じます。個々の信者の意  
向は苑の運営に反映されることになりますが、分苑の意向はま  
たく反映されないのでしょう。

Q 分苑の意向は、分苑を構成する個々の会員を通して反映され  
るのでないでしようか？

A いや、分苑というのは有機体であって、個々の会員の集積で  
はないとぼくは思います。まず、ここで組織論として分苑とは何  
か、ということを少し考えておきましょう。会員の日常の信仰生  
活の中心となり、愛善苑の活動を支えているのは分苑です。まさ  
に愛善苑の足腰です。各分苑にはそれぞれ成立事情がありますが、  
おおむね自邸の一部を提供されている方が分苑長をされているケ  
ースが多いかと思うのです。自邸の一部を公共の場として提供し、  
会員の悩みことの相談相手になり、病気の方がいればお取次ぎを  
し、毎月の月例祭の準備をし、これはたいへんな激務であり、奉  
仕です。ですから、いくら共和制だ、民主制が望ましいといって  
いのではないかと思うのです。

Q なるほど、そうですね。

A ぼくは、こういう分苑の方はそれでいいし、変える必要

はまったくないと思うのです。これは組織にとっての安定要素で  
す。伝統宗教においては、職業的聖職者の再生産がその宗教団体  
の安定性を担保していますが、愛善苑においては、安定性を担保  
するのが分苑であり、分苑長だと思うのです。ですから、後継者  
がいれば分苑長は世襲であっても、なんのさしつかえもないと思  
うのです。

Q 分苑には民主主義は必要ない？

A いや、分苑民主主義は、分苑長の選挙ではなく、所属分苑変  
更の自由、あるいは離脱して別の分苑を設立する自由として保証  
することでおいと考えます。分苑長に人徳がなければ、所属会員  
が減るだけのことです。

Q なるほど合理的な考え方ですね。えーと、話の本筋は、会員  
選挙方式の総代会では、分苑の意向が無視されてしまう、という  
ことでしたね。

A そういうことです。会員の投票によって総代を選ぶ、その総  
代が責任役員を選ぶ、という方式になると、分苑あるいは分苑長  
の意向がまったくどこにも反映されないわけです。これは問題だ  
と思うのです。

Q つまり愛善苑の健全な運営ということを考えた場合、個々の  
会員の意向というものと、分苑の意向のバランスを考えなければ  
ならない。ということですね。

A ですから、そういう分苑の意向を反映する機関、上院のよう  
なものが必要であり、その機能を総代会に担わせるというのが、  
やはりベストではないかと思うのです。そうしますと、総代の選

出に関しては、現行の会則の本部指名の三名をやめる、さらに定員を拡大して、比例配分が現状よりも厳密に反映されるように改正することになります。

ただし、こうして選出された分苑比例代表制の総代会が、従来のように責任役員を選出するということになると、今度は分苑の意向は反映されても、個々の会員の意向がまったく反映されなくなってしまいますので、やはり責任役員は分苑の枠をこえた直接選挙で選ぶ、こういうわけです。

会員の声というのは、同じ分苑のなかでもさまざまと思うのです。同じ分苑に所属していても年齢によってちがいもある。青年会や抨説会のような分苑を超えた動きというのもあります。いろいろな交流を通じて、分苑や地域の枠を超えてあの人と運営を任せたい、というケースもあるでしょう。そういう分苑の枠に收まりきれない多様な会員の声こそ、ダイレクトに責任役員選出に反映させるべきではないかと思うのです。

これまで、責任役員の選出には一般会員は無関係で、一部の人お手盛りできました。また責任役員や責任役員が任命する事務局長や機関誌の編集長がなにをしようが、リコールもできなかつた。これでは、自分たち一人ひとりの力で愛善苑を発展させていくのだということになれば、そういう積極的な意識が生まれできませんでした。しかし、苑全体の活性化につながつてゆくことでしょう。

Q なるほど、全体の構想がなんとなく見えてきましたね。ただ、ちょっと補足説明をお願いしたいのです。責任役員の選挙のシス

テムは「選挙管理委員会条例」「責任役員選挙条例」を詳しく見させていただいて、おおむね理解できたのですが、総代の選出方法ですね、比例配分というのですか、これは「総代選出条例」を見たのですが、なんだか算数が苦手なわたしには、ちょっとわからにくのですが。

A 簡単にいいますと、三十六議席をですね、各分苑にわりふるわけですが、その議席の数を会員さんの多い分苑には多く、少ない分苑には少なくという方式です。そのためには各分苑の会員数と愛善苑全体の会員数を確定しなければなりません。ですので、まず総代選出条例の第一条で「選挙管理委員会は、総代選出が行われる年の瑞生大祭当日における全会員数と各分苑の会員数を確定する」としたわけです。それでこれはかりにの話ですよ。たとえば全体の会員数が500人であったとします。このときに、ある分苑から選出される総代の議席枠は、各分苑所属の会員数に規則で定める処の総代定数を乗じたものを、全会員数で除した商とする」としましたので、定数の36に30をかけて、それを500で割り算するわけです。

$$36 \times 30 \div 500 = 2\text{余り}80$$

答は、2余り80という結果になります。商は2です。ですから、この分苑はひとまず2名の総代を選出できることになります。各分苑ごとにこういう計算をやっていくわけですが、だいたい剩余（余り）というものが出ますので、ぜんぶ合計しても36にはならないケースが考えられます。たとえば合計したら33になつた場合、

残りの3議席をどう配分するのかというのが第二条二項の規定で、剩余が多い分苑に順次、これを割り振つていこうという趣旨です。

Q なるほど、各分苑の勢力に応じた配分になるわけですね。

A 当然、所属会員の多い分苑ほど発言権も票決権も重くなるわけです。たぶん現状、有終分苑さん第一位です。

Q しかし、この方式ですと、総代を出せない分苑も出てくる可能性がありますね。

A そういう場合にどうするのか、という点については、当然のことながら議論の対象になりうると思います。じつはぼくらの間でも完全に意見がまとまっているわけではありません。総代を出せない分苑が出てきてもやむをえない、という考え方、一方でそういう切り捨ては望ましくない、という考え方もあると思います。まず、総代を出せない分苑があつてもやむをえないという考え方の根拠を申し上げますと、総代を一人も出せないということは、その分苑として、権利云々以前にみつともないことなので、そういう事態にならによろしく、宣教に力を注ぐべきであり、それが全体の活性化につながるということです。これは提案者である月光分苑自身も、いつも大きなこと言うてはおるもの、一人も総代を出せなかつたらどうしましよう、恥ずかしいなあ、頑張らなければ、ということになるわけですから、条件は平等です（笑）。また、総代を出せない小さな分苑に所属していても、個々の会員は責任役員選挙の投票を通じて権利の行使は出来るというのもひとつ論拠です。

Q 比例配分割には、副産物として宣教を活性化させるという仕掛けもあるわけですね。

A そうなんですが、これに対しても、やっぱりそれはおかしいじゃないか、切り捨てじゃないかという論もたしかに根拠があるわけです。条件は平等と言いましたが、実は地方都市や過疎地の分苑は不利なわけです。大都市やその近郊の分苑は、努力次第でいくらでも会員を増やせるじゃないか、そうすれば責任役員選挙でも優位に立てるわけだから、総代議席の配分では少しは遠慮せいという話にもなってくる。いづとみづ時代から旗幟を鮮明にし、愛善苑設立時からの分苑が、所属会員が少ないと、ついで総代を出せない、あるいは現時点では計算上、ぎりぎり一人は出せるけれども、これから愛善苑が発展し分母がふえるにつれ、逆に議席枠がなくなってしまう、それはおかしいという論も当然出てくるでしょう。ですから、古くからの由緒ある分苑なんだけれども、比例配分割では議席枠が厳しいという分苑については半永久的に議席を確保することも一案です。それと、比例配分割しても必ず剩余が出ますので、それを剩余の多い分苑に振るのではなく、由緒ある分苑なんだけれども総代の議席枠をとれない分苑に優先的にふるとか、いろいろ方策はあると思うのです。

Q ちょっと悩ましい問題というわけですね。

A そうですね。ですから塩見さんの分苑長会議＝総代会というのは、定数の確定問題のために、規則認証の問題で頓挫したわけですが、現状、三十六議席あれば、各分苑一議席は振れますので、それでいくか、ですよね。ただこれだと分苑が増えたときにどう

するのかという、そもそも会員が五十人もいる分苑と、会員が十人の分苑の発言権が同じでいいのかという問題が出てくるわけです。ですので、この問題については、大いに議論の余地があるわけで、ぜひ皆様のご意見をお聴きかせ願えればと思うのですが、どんな方式を採用するにせよ、民主化のためには、まず現状の総代十五名という定数では少なすぎるということです。

## 馴れ合いで教団は護持できない

A もうひとつ重要な提案がありました。現行の規則第十八条では、「総代は第三条の目的を達成するため総代会を組織し責任役員に協力して、この法人の護持発展に努めるものとする」とありますが、規約にわざわざ「責任役員に協力して」と書くこと自体がおかしいのです。この馴れ合い精神がだめなのです。総代会は大政翼賛会ではありません。ですから、この「協力」の文言は削除です。総代会は責任役員会を翼賛するのではなく、責任役員会が脱線しないようにチエックするのが仕事です。権力の集中や独走を牽制する役目を担わなければなりません。それが結果的に教団を護持し、発展させることにつながると思うのです。

この改正案においては、責任役員の選出にあたっては個々の会員の意向が100%反映されます。ダイレクトに選挙で選出されるということは、現在のようなお手盛りではないだけに、責任役員、代表役員には、現在以上の正統性が付与されます。そういう正当性を背景に、責任役員会が独善的な運営をしないように、分

苑主体の総代会はしっかりと監視しなければなりません。

Q 霊界物語を改竄された方が責任役員に選出される可能性もありますね。

A あります。しかも今度はいわゆる「選挙のみそぎ」を受けたわけですから強いですよ。逆に、月光系が当選して主導権を確保しても心配だという方も大勢おられるでしょう。実際には、この責任役員の選挙制度は、一人の有権者が三名の候補者を選び、上位七名を当選者とするというシステムですから、そもそも責任役員会そのものが、ある派閥一色になるということはまずありえません。責任役員会の内部でも相互チエック機能が働くようにという主旨で、そういう選挙方式を考えたわけですが、やはりそれだけでは不十分で、総代会がつねにチエックすることで、教団全体の護持発展を担保してゆくというバランス構造が必要だと思うのです。いくら直接選挙で選出されたという正統性があつても、総代会の意向、つまり愛善苑の足腰であるところの分苑、とくに比例代表制を採用するならば大きな分苑の意向、その分苑長の意向をないがしろにしたのでは予算を通すこともできないわけです。

Q なるほど。それなら、いろんな人にとつて安心ですね。まず、この改革案を実現するにはどうすればいいでしょうか。

A まず、われわれの要求として、早急に一〇名ぐらいの規模の「規則・会則改正審議会」というものを設置してほしい、そこには当然、提案者である月光から武田をふくむ三名は入れさせて頂かねばなりません。なぜ三名かといいますと、あくまで実務的な理由です。これはあくまで荒削りな原案です。皆様が前向きに検

討しようということになつた段階で、いろいろな要望を反映させ、

さらに細部を自己撞着のないように煮詰めるには、膨大な文書作成をはじめとするテクノクラート的な作業が必要です。これは、

はつきり言つて、この原案策定に携わったわれわれ三名が関与しなければ不可能でしょう。あのメンバーは、改選される役員会がお決めになることですが、塩見さんはご自分が愛善苑を作ったと自負されているそうですし、事実、宗教法人の認証を得るためにずいぶん活躍されたわけで、ならばせっかく作った愛善苑百年の計のために、ほんとうに汗を流してほしいものです。この審議会で三ヶ月なり、半年の討議を経て、正式に責任役員会、総代会にはかり、場合によれば信徒総会を開いて決議するというのがよいでしょう。

## 監督官庁と規則変更

Q 規則というのは監督官庁の認証がいりますから、その折衝も必要ですよね。以前、塩見さんが分苑長会議を総代会にかえようとして、監督官庁と折衝したがうまくいかなかつたとか……

A あれはですね、当時の資料を見ますと、司法書士をあいだに立てて、監督官庁の内意を打診したようですが、そういう間接的なことをするから相手の意図も正確に伝わらないことになるのです。はつきり言つて、あの司法書士は無能です。

そもそも宗教法人法なんて専門にやっている弁護士すら少ないのです。なんで塩見さんともあろう方がご自分で動かずに、役にも

立たない、話をまぜかえすような司法書士に頼んだりしたのか、そこのところがよくわからない。

分苑長会議の復活ということはぼくも研究して、監督官庁に確認したのですが、監督官庁が決つたのは定数が固定されないという点なのです。分苑というのは増減するから、分苑長＝総代とした場合には、定数が定まりません。そうすると、たとえば、規則を変更する場合に、現行規則でも総代定数の過半数の承認が必要です。規則の変更は、監督官庁の認証事項なので、監督官庁としては、適法に総代会で議決されたかどうかを判断しなければならないわけです。場合によれば、個々の総代に賛否どちらかの確認書を提出してもらうこともある。そのときに定数が変動するようなことでは、監督官庁では、いつたい過半数の賛成が得られたかどうか、単純に判断できない、それは困るというわけです。

まあ、ぼくが役人でもそう言うでしょう。ふつうなら、こここの教団の総代は十五名、それで確認書が八名とれている、これなら過半数だというのでハンコばんのところが、定数がいつも変化するのでは困つてしまつ。それこそ、責任役員会が都合のいいように分苑の数を調整することだってありえるわけですから。それでは後になつてなにか不正が発覚したりすると、これは監督官庁の責任問題になつてくるわけです。

こういうわけで塩見さんの分苑長会議構想は挫折したわけです。それはやむをえないのですが、へんな司法書士があいだにはいつたために、そういう監督官庁の言い分がちゃんとわかりやすく伝わつてこないのです。これが伝わつてこないと、こちらは過

去にいろんなことで煮え湯を飲まされてますから、またおかしなことやつてるんじゃないか、ということになつたわけです。

Q 当時の文書に、監督官庁が総代の定数を増やすことを決つてゐるという記載があるのですが……

A そうなんです。それで、ぼくはおかしい、どうもあのときの司法書士というのが無能だということがわかつたのです。常識的に考えて、監督官庁がそんな馬鹿なことをいうわけはないのです。

監督官庁は、宗教法人の自治に干渉したととられることを非常に恐れています。これはどこかの事務局とは異なつて、公務員としてひじょうにまともな感覚があるのです。ですから、分苑長会議の問題は、実際に認証ということをする場合の技術論から、監督官庁は難色を示しただけなのです。総代会の定数を増やすこと自体はなんの問題もないのです。念のために、この点について、京都府庁の所轄課に電話で尋ねたら、総代の数を増やす分には、それだけ運営が民主化されるということなので、まったく問題になることはありえないと言つてはいるわけです。むしろ総代の定数を減らすような規則改正案の認証を求められた場合は、信者さんの数が激減したとかそれ相応の理由がないと問題になる可能性がある。こういうことなのです。

Q でも、監督官庁もいちいちわざらわしいだろうし、なるべく規則そのものは改正せずに、運営の実質を民主化をするという方法もあるのではないかでしょうか。

A 総代会の定数に関しては、これは規則を変更せざるをえません。これは問題なく認証されるでしょう。ちとややこしいのは、

責任役員の選挙です。これは選挙管理条例をきちんと整備すれば、

大丈夫という感触ですが、実際のところは、監督官庁としては、規則そのものはいじらないで、教団内部の自治として、会則や条例、細則などで対応してほしいと望む可能性はあるでしょうね。

Q えつ、現行の規則第六条2項の「責任役員および監事は会員の中から総代会において選任する」という条項はいじらないで、選挙制を導入することも可能なのですか？

A 実は可能なのです。まあ、何事もやる気があるかないかといふだけのことなんです。その場合は、本提案書の「責任役員選挙条例」を「責任役員候補者選挙条例」という名称にします。内容はまったく同じで、まあ、これに出馬立候補する人は「責任役員候補立候補者」というややこしい名称になりますが、要は会員による選挙で「責任役員候補者」七名を選び、総代会がその七名を自動的に選出する、という規定にすればよいわけです。これなら規則変更の認証という煩わしい手続きはいっさい不要です。この場合、理論的には、総代会がその七名の選出を拒否することは可能ですが、選挙の結果を否定することは實際には困難でしょう。心配であれば、別途条例で、総代会は正当な事由なく選出を拒否できない、という一項を設けてもよいかもしれません。ただ、本改正案では、改正のポイントとその本質を明確にご理解頂くためには、規則第六条そのものの改正案とさせていただきました。あるいは、他にも監督官庁を煩わせずに、会則、条例レベルの対応で可能な条項、あるいは規則に書き込む必要のない条項があるかも知れませんが、なるべくズバリ、わたしたちの意図するところを

知つていただきたいので、まずこのような形で提案させていただいたわけです。

Q 選挙を実施するとなると、未経験のことだけにきちんと事務処理できるかどうか心配ですね。そういう理由で逡巡される方もおられると思うのですが。

A 民主主義には、ある程度の手間、努力、経費が必要だということです。それを惜しんで、現在の不透明なお手盛り方式を続けて、衰退してゆく道を選ぶのか、それとも、手間、努力、経費は覚悟のうえで、更生の道を選ぶのか、これは何に価値観を置くのかという哲学の問題だと思います。

たしかに日常業務としても、信徒台帳の管理とか厳密にしていく必要がありますが、これは選挙制度があろうがなかろうが、教団として当然のことでしょう。選挙自体の実施手順に関しまして

も、選挙条例をご覧いただければ、わかるのですが、それほど難しいことではありません。もちろん、実際の詳細なシミュレーションは審議会の重要な課題になるでしょう。結局、最初の選挙を実施するためには、少なくとも提案者の月光から一名は、選挙管理委員を引き受けないと、円滑な管理はできないと思います。あ、それで、これたいへん大事なことですが、この改正案の選挙条例では、選挙管理委員は責任役員候補にも総代にもなれない仕組になつてますから、そういう意味でも、ご安心ください（笑）。この制度では選挙管理委員は、縁の下の力持ちですが、たいへん重要な仕事です。将来にそなえて、若い方にも積極的に引き受けて頂いて、実務を習得していくかねばならないでしょう。

Q 今回の提案のポイントである責任役員の選挙制、総代会の分苑比例代表制については、おおむねわかりましたが、あと会員の権利であるとか、機関誌の問題、リコール制度など盛りだくさんですね。

A いまここで逐一解説している余裕はありませんが、要するに、信者が主権者であるという組織原理、「相教説」という聖師の遺訓、これをどう規則・会則に反映させ、なおかつ教団としての自己同一性を保持し、発展させていくか、そういうところを読み取って頂いたうえで、忌憚のないご質問、ご意見、ご批判をどんどんいただければと思います。なにぶん、仕事の合間をぬつて急遽まとめた叩き台ですので、遗漏、矛盾、不備、誤植など多数あるかと思いますが、どんどんご指摘いただければと存じます。

**編集後記** 旧事務局事件からすでに10年が経過しましたが、愛善苑本部の現状は、いよいよ混沌を深め、目をおおわしめる状況となっていました。なぜ、こうなってしまったのか、さまざまな原因を考えられますが、聖師を永遠の苑主と仰ぐ、このかけがえのない組織をどう運営していくかということについて、真剣な研究・討議がなされてこなかったことが、その根底にあるのではないでしょうか。この改革案をまとめる過程で、私自身ずいぶん発見があり、勉強になりました。組織構成原理からいって、愛善苑は信徒共和制であって、新宗教の教主制、伝統宗教の聖職者制のいずれにも属しません。しかし類例がないため、愛善苑は発足時に規則・会則を策定するにあたって、とりあえず聖職者制系統のそれをお手本にした形跡があります。だとすれば、発足時から、愛善苑は、本質と形式の乖離を抱えていたことになります。しかし、それでも教団が空中分解せずにやってこれたのは、<出口和明>という制度外の制度的な存在によって支えられ、包みこまれててきたからであるともいえます。そして、出口和明氏が昇天して3年、包みこまれてきた矛盾が、一挙に露呈したという見方もできます。ある人々は、執行権力をを利用して、宗教的権威を身に纏おうとしているように見受けられますが、精神的共同体としての<愛善苑>においては、本質的に宗教的権威は、制度外の制度としてしか存在しようがありません。代表役員、機関誌の編集人、あるいは本部講師、そういう肩書きで、ありもしない宗教的権威をあるかのように装って、自分たちの「指導」で教団を維持できると考えているとすれば、かりにそれが主觀的善意によるものであったとしても、大きな錯覚です。むしろ、いまやるべきことは、愛善苑の本質と形式の乖離を可能な限り解消し、精神的共同体としての<愛善苑>が、「体」としての「愛善苑」のなかで生き生きと展開できる場を、みんなで協力して、整えていくことではないでしょうか。本提案に関する皆様の忌憚のないご意見・ご批判・感想を、頂ければ幸いです。月光分苑宛でも、あるいは下記の私のメール、携帯、住所宛でもけっこうですので、よろしくお願いします。なお、本提案をまとめるにあたっては、物語拌読の仲間である川合恒夫さんにずいぶんご協力を頂きました。この場を借りて感謝致します。(武田)

sugen\_takeda@mail.goo.ne.jp 携帯 090-3100-0862 fax 03-3444-9439  
東京都品川区上大崎2-13-35ニューフジビル2F

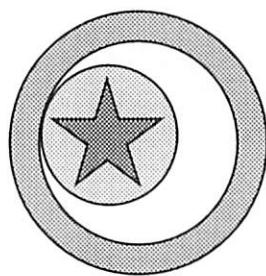
---

**愛善苑再生のための直接民主制の提案**  
**宗教法人愛善苑 規則・会則改正案**

2006年11月25日発行  
発行 愛善苑月光分苑  
〒285-0005 千葉県佐倉市宮前3-31-17 目崎方  
TEL 043-486-5266 FAX 043-486-5710  
E-mail goro@mnb-home.net

愛善苑再生のための直接民主制の提案

# 宗教法人愛善苑 規則・会則改正案



## 目次

規則改正案	3
会則改正案	22
追加会則案及び条例・細則案	34
Q & A 愛善苑運営の民主化を求めて	40

愛善苑月光分苑 II 篇